
令和元年大和町議会 6 月定例会議会議録

令和元年 6 月 6 日（木曜日）

応招議員（17名）

1 番	千 坂 博 行 君	1 0 番	今 野 善 行 君
2 番	今 野 信 一 君	1 1 番	藤 卷 博 史 君
3 番	犬 飼 克 子 君	1 2 番	平 渡 高 志 君
4 番	馬 場 良 勝 君	1 3 番	欠 員
5 番	槻 田 雅 之 君	1 4 番	高 平 聡 雄 君
6 番	門 間 浩 宇 君	1 5 番	堀 籠 日出子 君
7 番	渡 辺 良 雄 君	1 6 番	大須賀 啓 君
8 番	千 坂 裕 春 君	1 7 番	中 川 久 男 君
9 番	浅 野 俊 彦 君	1 8 番	馬 場 久 雄 君

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 修 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長 兼農業委員会事務局長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	文 屋 隆 義 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞起子 君
子育て支 援 課 長	小 野 政 則 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君
福 祉 課 長	吉 川 裕 幸 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議事庶務係長	本 木 祐 二
主 任	渡 邊 直 人		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時57分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

まだ開会前ではありますが、定刻前ではありますが、皆さんおそろいでございますので、ただいまから本会議を再開いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、17番中川久男君及び1番千坂博行君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き、順番に発言を許します。

11番藤巻博史君。

11 番 (藤巻博史君)

おはようございます。

では、私からは1件3要旨について質問させていただきます。

1件目というか、あれですけれども、放射性廃棄物の埋設は安全かということでございます。1キロ当たり2,000ベクレル以下の放射性廃棄物は、農地あるいは林地還元されたということでありまして。埋設しても放射線の放出は続いております。

その中で1番目として、私有地、町有地いずれであっても引き続きの管理、監視が必要である。土壌検査の実施主体、方法、結果は。

それから2つ目として、農産物の栽培試験方法も必要である。その結果は。

それから3つ目として、民地は実質的な被害、あるいは風評の被害の生じるおそれがあるということで、その対応についてはどのようになっているのかお聞きいたします。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの藤巻議員さんのご質問でございますが、放射性廃棄物の埋設は安全かということでございます。

初めに、2,000ベクレル以下の放射性廃棄物につきましては、農地、林地還元された、埋設しても放射線の放出は続いているとのご質問でございますが、農林業系廃棄物につきましては、平成31年1月11日に開催いたしました大和町議会全員協議会で報告しておりますが、暫定許容値400ベクレル以下のものにつきましては、この400ベクレル以下となっている汚染牧草につきましては、堆肥化をして自己の農地に還元しております。

次に、暫定許容値400ベクレルを超えている牧草の場合は、もみ殻、牛ふんなど副資材を混入して暫定許容値が400ベクレル以下になるように配合して、自己の農地に還元を行っております。汚染牧草セシウムの値が1,140ベクレル、重量17.6トン、88ロールがございましたが、この処理につきましては、ほかの農家さんの意向によりまして、副資材を7割、汚染牧草が3割の配合割合で混合いたしまして、暫定許容値が400ベクレル以下の342ベクレルとしてから、自己の農地に還元したものでございます。

堆肥還元量につきましては、宮城県で平成24年1月に公表しております放射性セシウム堆肥を含む堆肥等の扱いについてを参考にしまして、10アール当たり2トンを目安として行ったもので、完成堆肥重量は58.67トン、散布されました箇所の農地面積は約330アールでございますので、10アール当たりの堆肥還元量は1.78トンとなりまして、目安以下で処理を行っております。

また、ほだ木につきましては、林産物を生産しないこととしまして、セシウムの値が100ベクレル以下であったことから林地に還元したものでございます。

1 要旨目の私有地、町有地いずれにあっても引き続き管理、監視が必要である。土地検査の実施主体、方法、結果はとのご質問でございますが、平成30年度に堆肥化を

し、散布還元した農地で栽培した牧草を3回収穫したうちの2番草と3番草のロールから採取した牧草のセシウム濃度を測定しました結果、2番草は不検出、3番草は14ベクレルと、暫定許容値を下回ったものでありまして、採取した牧草につきましては、搾乳をしない牛への飼料と、子牛の敷わらに利用しているとのことでございます。

暫定許容値を下回れば、監視や追跡調査の必要はないものと考えますが、本年度も堆肥化し、還元した農地で牧草が生産されますことから、食の安全・安心等のため5月下旬に町と宮城県とで連携し、放射性物質検査を実施しまして、セシウム濃度は不検出となりました。今後も風評被害がないように、当該農地の意向を確認しながら関係機関と連携し、必要に応じて放射性物質検査を実施してまいります。

2要旨目の農産物の栽培試験方法も必要である、結果についてはとのご質問ですが、町内での農林系放射性廃棄物の処理は、焼却や堆肥化によりまして処理が終了しております。今後は堆肥化し、還元した農地の農作物の放射性物質検査で対応してまいります。

3要旨目、農地は実質被害、風評被害が生じる。対応を考えているのかのご質問でございますが、そのような事案があった場合には、宮城県で事務局をしております東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議での対応となりまして、被害者から相談があった場合は、町として適切に対応してまいりたいと思っております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

再質問どうぞ。藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

では、質問させていただきます。

まず、放射性の廃棄物につきましては、本来は環境に放出することなくというんですかね、隔離するのが第一かとは思いますが、今現在還元という状況の中で、どうなっているのかということでの質問でございます。

その中で、まず確認させていただきたいのは、答弁の中で収穫物について放射線をはかっているんです。それで2番草は不検出、あるいは3番草は14ベクレルというようなご答弁でございました。私、一応土壌についてやっているのかということを知りたいつもりだったんですが、そこについてはやっているのかやっていないのかお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
土壌については現在やっておりません。あくまでそこから成長してきた植物という
んですか、牧草でございますが、そちらについてやっているということでございます。

議 長 （馬場久雄君）
藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）
土の中に放射性物質があって、それが植物のほうに移行するというんですかね、そ
ういう中でございますので、基本は土壌、あるいは水なんかの検査も必要なのではな
いかなあということで、それは要らないという判断だったのか、あるいはそういう指
導、あるいはそういうことをやらない理由というんですかね、もしあれば、そこをま
ず最初にお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
この方法といいますか、処理の方法につきましては、県等の指導、国等の指導をい
ただきながらやっておりまして、またその後のことにつきましても、本来ここまで、
今回はかったというのにつきましても、国からはそういった指導、国・県といいます
か、そういったことはございませんが、町としてことしの5月もはかったというこ
とでございます。

議 長 （馬場久雄君）
藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

国あるいは県からの、土壌についてはなかったということによろしいわけですね。

それと、今の町長のご答弁で、これにはそういうふうには書き方はしていないんですけれども、いわゆる牧草の、例えば検出、あるいは不検出というのにつきましても、町独自の検査ということなんですか、ちょっとそこを確認したいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

結果的に独自といたしても、県も一緒にやっているということでございますけれども、一度処理をして、埋設処理をして、一回入ってきたものを一回はかっていますね。そこで不検出されればそれで一旦終わりの状況でございます。ですけれども、町としまして、この5月に県と共同でもう一度はかってみたということでございます。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

ちょっと私のほうで整理できるかどうかあれですけれども、一度基準値以下になった、あるいはゼロだったという中での追跡の調査を今やっているということと理解をいたしました。

そういう中で、それと同時に、ただ土壌についても必要、私の感覚というか、あれですけれども、土壌は多分調べていないので、それこそあるもないもないんですけれども、やはり調べていく必要があるのではないかと、県あるいは国の指導がないにしても、そこら辺は必要なんじゃないかなあという思いでの質問でございます。そこについてのご見解をお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

土壌についての考え方なんですけれども、基本的にこういった事故が発生する前の

土壌の状態を調べているわけではございません。自然の状況の中でそういった成分があるケースもあるというふうに聞いております。そういったことですので、今回改めて検出したものをやったときに、前との比較ができないということでありまして、そういうことになりますと、そういった数値が出てくるということになると、比較のできない数値ですね。

今、一般的な土壌の中にもまるっきりゼロというわけではなくて、そういったものがいろいろケースによってあるということもあるわけですので、そういったことで、正確なものを見るためには、上に出てきたもの、植物、生産物のほうで確認をとっているということになります。

議 長 （馬場久雄君）
藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

土壌は言い過ぎかなあ、やっても無意味というか、もともとあるので調べても、いわゆる原発事故の影響かどうかわからないから調べないというようなご答弁と理解をいたしました。それについては、そんなのという思いというんですかね、やはり追跡して今現在の数値、それからどのぐらい下がる、あるいは水についての検査というんですかね、そういったものが必要ではないのかなあというふうに思います。そこところには1つ指摘しておきたいと思います。

その中であと、ちょっとこの答弁の中でわからなかったのでお聞きするんですけれども、さっき330アールというんだけど、何だっけと、ちょっと同僚議員に聞いたら、3町3反だよというようなことだったんですけれども、そこに出ている乾燥にしたんだらうと思う、乾燥だけじゃないですよ、搾乳しない牛と、あと子牛の敷わらというようなことでの、搾乳しない牛、搾乳しない牛、搾乳しない牛ってどうも私想像がつかない。あるいはちょっとそこら辺想像がつかないというような、じゃあ肉牛とか。子牛についてはわかります、その敷わらということで。ちょっとそのことへの見解というんですかね、搾乳しない牛というのを確認された、町長に聞いてもちょっとつらいかもしれないですけども、そこら辺ちょっとご見解をお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

乳牛ですね、要するに牛乳を搾らない時期があるということですね。乳牛は四六時中やれるわけではなくて、搾乳しない時期もあるんですね。その時期ということでもあります。

あと、330アールの土地についてはどういうご質問だか、ちょっと済みません、意味がわからなかったんで。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

済みません、ちょっと解釈しにくくて、町長に聞くのもちょっと申しわけなかったんですけども、いわゆる搾らない時期というふうなことですかね。いわゆる搾乳期じゃない時期の牛、あるいは子牛というようなことのようにございました。

私も余り詳しくはないというか、3町からどのぐらい草がとれてきて処理できるのかやとかと、そういうふうに思ったもので、ちょっとお聞きしたところでございます。

そういう中で、実は、多分なんですけれども、1番草はやらなくて、2番草、3番草、一般的には1番草が一番濃くて、2番草、3番草というと、だんだん薄くなるのかなあというふうな思いでいたらば、いろいろあるんですかね、2番草が不検出で、3番草のほうで14ベクレル出てきたということで、いずれ暫定値以下なので、1番草は見逃しても問題はなかったのかなあというようなことかもしれないんですけど、やはり都度の検査というんですかね、そういったものが要かなあというふうには思います。

そういう中で、実は、あときょう、今回お聞きしたかったのは、経過観察というんですかね、いわゆる今は牧草地としての使用というふうなことで、ずっとそうなのだろうということなんですけれども、要するに、例えば野菜とかですね、その土地ですね、そういったことになると、また扱いが違って来るんだろうと思うんで、牛にやるものと、人間が食べるものというのは、やはり扱いが違って来るんだろうなあというふうにも、そういう作物の転換というんですかね、もしそういう事態が生じればそういったことも考えられるのかなあというふうに思っておりますけれども、そういう中で管理体制ということについて、お聞きをしたいと思います。そういうことも含め

た管理体制というんですかね、そういったことでお聞きいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

牧草地にやっているものですから、牧草地が基本だというふうに思っています。これが何かの関係で畑地になった場合という意味だというふうに思います。どの時期になるかということもあろうかと思えますけれども、まずこうやって後追い調整といたしますか、さっきも言いましたようにやっている状況でございます。

そういった中で、その畑に換地するということになったときには、ちょっとその作物について再度はかってみるとか何とかということがあるのかもしれませんが、ちょっとまだそこまで、そういったケースを想定していないのはまずいかもしれませんが、牧草地から畑になるということは余り考えられるんですかね、全くないことではないかもしれませんがね。そういったときには、そういったつくり方もいろいろお考えになるでしょうから、町として一緒にご相談に応じながら、そういった測定といたしますか、作物の測定とか、そういったものは協力させていただきながら、もし出荷するとなれば、当然基準等はしっかり安全を守らなければいけませんので、ましてその責任がありますので、その辺はしっかり対応していきたいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

今回聞かせていただいたのは、いろんな変遷というんですかね、そういったものがあり得るんだろうなあと、今現在山林だったり、あるいは牧草地だったり、それが所有者の都合によって変わり得るという中でも、やはり最後がいつになるかというものなかなか難しいと思うんですけれども、最後まで追跡というんですかね、そういったことをやっていただければというふうに思っております。

そういうことで、それと、ちょっとこれ確認だけさせていただきたいんですけれども、その管理については最終は町というか、多分本来的には最終的には国だと思う

んですけども、町がずっと管理、管理はその所有者だと思う、土地そのものはですね。ただ、いわゆる放射性物質という観点での管理については町が最終的にやっていくということが確認したいと思うんですが、そこら辺お願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

基本的に土地につきましては、個人の私有地でございますから、その管理につきましてはその土地の持ち主がきちっとやるというのが基本だというふうに思っております。ただ、この土地に限らずそういうことはあってはいけないと思います。放射性の物質の問題とか課題になってくるとした場合には、そういったときには当然、町、県、国、そういったところと一緒にその課題に対応していくということになるというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

1 要旨、2 要旨、ちょっとごっちゃになったような質問になりました。

それで、あと3 要旨目ということになりますけれども、実質的な被害、それから風評被害、今現在こういう答弁ということは、相談は今現在はないというふうに判断してよろしいのでしょうかね。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

はい、大和町ではございません。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

11 番 (藤巻博史君)

今現在相談なり、そういう被害ということはないというようなことは確認させていただきました。そういう中で、これはこれからということですので、その確認だけさせていただいて、私の一般質問を終わります。以上です。

議長 (馬場久雄君)

以上で、藤巻博史君の一般質問を終わります。

引き続き、一般質問を行います。

9 番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

それでは、本会議最後の一般質問となりますが、通告に従いまして、2件4要旨質問をしたいと思えます。

1 件目であります。

交流人口、関係人口増へ積極的に取り組むべきでは。

我が町では企業誘致の成功もあり、さらなる工場の稼働等見込まれる中、定住者をふやすという策の一つとして、杜の丘及び吉岡西部の土地区画整理事業の進展による本町への移住・定住者がふえることを心から期待するところであります。全国的には少子・高齢化、人口減少社会を迎える中、定住人口増加策に加え、交流人口、関係人口をふやすアイデアと取り組みが重要と考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

1 つ、交流人口増へのプランと新設した商工観光課の使命は。

2 つ、移住した定住人口でもなく観光に来た交流人口でもない、地域外からの交流の入り口をふやす関係人口増への取り組みはでございます。

議長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

ただいまのご質問でございますが、初めに、交流人口増へのプランと新設した商工観光課の使命についてでございますが、交流人口とは、その地域に訪れる人のことで

ございまして、その地域に住んでいる人、つまり定住人口に対する概念であります。その地域を訪れる目的としましては、通勤、通学、買い物、文化鑑賞、創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャー、アミューズメント、特に内容を問わないのが一般的であります。交流人口には確たる計測の手段はなくて、その計測手段の手法の確立が課題となっておりますが、増加への取り組みといたしましては、大和町第4次総合計画を基本に進めており、商工観光課にかかわる通勤、買い物、観光については、産業のまちづくりを基本方針に進めております。

通勤については、積極的な企業誘致と既存工業の振興を主要施策として、企業誘致、立地事業等に取り組み、大手企業などの進出によりまして、町内企業で組織している大和町企業等連絡懇話会の調査では、平成25年度から29年度の5カ年における町内従業員数の増加率は1.39倍となっており、増加傾向に至っているものと推測されます。

買い物につきましては、商業の活性化を主要施策として、空き店舗活用による創業支援事業、サブロー商品券発行事業及び大和まるごと市等のイベント開催への支援に取り組み、商工会と連携を図りながらにぎわいのある商店街づくりに努めております。

観光につきましては、観光の振興と交流の促進を主要施策として、地域資源を生かした観光の推進としては、七ツ森や南川ダム周辺の公園緑地、温泉、歴史、文化等を生かした空間づくりの推進、大和町観光物産協会等の観光関連団体への支援、まほろば夏まつりなどのイベント開催への支援及び町ホームページでの観光情報提供の充実に努めております。

町の特色を生かしたまちづくりとしては、歴史、伝統のある島田飴まつりなどのイベントを生かし、縁結びをテーマにした特色あるまちづくりを推進しております。

地域情報の発信としては、町の特色やよさを町内外に広め、情報メディアやITの活用により、町民と町外から訪れる人々の交流を図り、特産品の販売促進に努めております。

交流人口の増加を図るため、大和町第四次総合計画の産業のまちづくりを基本方針に進めてまいりますことが、商工観光課の使命と考えております。

次に、移住した定住人口でもなく観光に来た交流人口でもない地域外からの交流の入り口をふやす関係人口増への取り組みについてお答えいたします。

関係人口の創出に向けては、総務省が主催するこれからの移住・交流施策のあり方に関する検討会におきまして協議され、平成29年度にまとめられた報告書によりまして、長期的な定住人口でも短期的な交流人口でもない、地域や地域の人々と多様にかかわるものである関係人口に注目することが必要であるとされており、関係人口は、

地域にルーツがあり近隣の市町村に居住する近居の者、地域にルーツがあり遠隔の市町村に居住する遠居の者、地域にルーツはなく、過去にその地域での勤務や居住、滞在経験等を持つ何らかのかかわりがある者、そしてビジネスや余暇活動、地域ボランティア等をきっかけにその地域と行き来するようになった風の人の4つに分類されるとしています。

関係人口は、当町にかかわったことのある方の中から地域のことをふるさとと考え、思いを寄せていただける方々が一緒に地域活動へ参加してもらうことで、地域活動が一層充実したものになり、関係を持った方の中には移住することも期待できる方々です。そのためには、地方公共団体が関係人口を募り、その取り組みに賛同する方のかかわりを継続する仕組みを設けることが提言されており、地域活性化にかかわる事業等に対する意見を積極的に求めたりするほか、必要な行政サービスを提供することにより、関係人口を地域づくりの担い手として捉え、ふるさととの継続的なかかわりを創出することが求められています。また、関係人口の人数ばかりに注目し、ふやそうとするのではなく、地域の実情に合った仕組みづくりを行っていくことも求められているところでございます。

関係人口の定義は広く、考えられるだけでも、学校の先生やボランティアの方々、ふるさと納税者、町の施設を利用されている方、町のイベントに参加された方なども関係人口として考えられ、これら町外の方々に大和町をふるさとと思いを寄せていただける方々となっていただけのように、気持ちの交流ができるまちづくりを進めていきたいと考えます。

関係人口の増加に期待ができる事業といたしましては、まほろばの風景「七ツ森」展において受賞された写真や絵画などが、後に町の広報やいろいろな場面において大和町の魅力を伝えられると考えております。そのほか、まほろば大使をお願いしている方々も本町にゆかりのある人であり、本町をふるさととしての思いを持っていただいております。

島田飴まつりにおけるあめ工房でのあめづくりなども関係人口をふやす効果があると考えられます。

また、ふるさと納税におきましては、寄附をされた方々は返礼品があるとはいえ、寄附という形において大和町をふるさとと思っていただけすることも期待でき、これらの方々にも交流を続けていくことが必要と考えております。

そして、これらの地域の中で育ち、自分のふるすとは大和町だと思える郷土愛を育む取り組みなどを、小・中学生のころから実施することで、一旦は大和町から他の市

町村へ転出してしまったとしても、UターンやJターンによって大和町に戻ってくる、来てくれる方をふやし、戻ってこられる町としていきたいと考えております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

まず、1 要旨目の交流人口増のお話を議論させていただきたいというふうに思いますけれども、まず質問として、今後のプランはどのようなものかというところでお伺いを、本来はここを議論したかったわけではありますが、ご回答いただいた中では、ほとんどが実際に今やっている事業の説明でありました。

そういったところがちょっと残念なところではありますが、まず一般的な交流人口増につながる目的として、通勤、通学、買い物、文化鑑賞、創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャー、アミューズメントという項目を上げられておりましたけれども、本町にあるさまざまな資産を見たときに、どこが強みでどこを伸ばせる余地があるのかという視点でも考えていかなければならないのではないのかなあというふうに思いますが、どの点を伸ばす余地がある部分というふうに今町長ごらんになられているかお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、今、人口増のプランということで、今やっているプランについてご説明をしたところでございます。

それから、この目的につきましては一般論といいますか、そういった中でのお示しでございますので、これが全て大和町に当てはまるということでは、こういった考え方のものが交流人口ですよということでございます。

これの中で大和町というものが当てはまるかというご質問だというふうに思います。通勤・通学というものにつきましては、どちらかという小・中学校につきましては町内からの子供さんが多いわけでございます。通学につきましては、高校生になりま

すと町内から町外に行くお子さんもいますけれども、黒川高校がございまして、黒川高校には町外からも生徒さんが来られて、議員さん方もこの間意見の交換会をやっていたいただきました。そういった形で、そういった通学の部分についてはそういった方々が多いでしょうし、宮城大学につきましても、大和町の入り口ではございまして、そういった通学、そういう人たちが全て対象になるというものではないかもしれませんが、そういったものがあると思います。

あと、買い物等につきましては、これは一般的にいう買い物につきましては、生活系の買い物でございまして、大和町につきましては花野果ひろばとか、ああいったところにつきましては、ほかから来られる場所にもなるかというふうに思います。

それから、文化鑑賞ということにつきましては、まほろばホールにつきましては、ホールではございまして、あそこはいろんな形で皆様方にご利用いただいておりますので、大和町の方だけではなくて、会場をご利用いただくということ、あるいはあそこであるイベントにつきましては、当然大和町の方だけの対象ではなく、お客さんに来ていただくということでございまして、そういったことになってくるというふうに思います。

創造、学習、習い事ということになりますと、学習につきましては習い事といえますか、まほろば大学とかそういった中で、郷土史の講座とか、そういったこともやっておりますので、決してそれだけで十分ということではなくて、今やっている分について申し上げます。

スポーツにつきましては総合運動公園、あるいはダイナヒルズ、ちょっと遠いかもしれませんが、ご利用いただいております。

また、観光、レジャー、そういったものにつきましては、観光につきましては宮床の歴史の村から始まりまして、大和町の場合は南川ダム周辺、あるいはセツ森、船形連峰、そういったことがあるわけでございまして、そういった目的といったものに皆さんおいでをいただきながら、交流人口の対象になってくるのではないかとこのように思っております。

議長 (馬場久雄君)
浅野俊彦君。

9番 (浅野俊彦君)

今、私の質問の仕方が悪かったかもわかりませんが、11の今上げた目的を体系別に

整理をされた目的をせつかく上げられたので、じゃあ本町に置きかえて、何を伸ばしたいんですか今後というお話を質問したつもりでありましたが、現状あるものもないものという現状整理にとどまってしまう部分がちょっと残念なところではありますが、6期目の出馬も表明された町長でありますので、今度翌期に何を強みにされてどの部分を補強されるようなプランをお持ちであるのかをお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大変失礼しました。ちょっと違った答えになって申しわけありません。

何をということでございますけれども、いろんな部署があると思いますが、観光について、まず申し上げたいと思います。

観光につきましては、大和町につきましては、大和町は現在も自然の関係、船形連峰から七ツ森、それぞれあるわけでございます。また、宮床の宝蔵、南川ダム、また吉田とか、それぞれに歴史的文化もありますし、また名所的なところもございます。そういったものについて、多くの方々に今来てもらっているのがございますが、私が思っているのは、まだまだ点の部分が多いのではないかと、先ほど申し上げたところでございますけれどもね。そこで点でピンポイントになっているところがございまして、これを点と点をつないで線にして、それで線をつないで面にするというのを申し上げたところでございます。今、強みであって、もっともっと強くなるであろうという思いがあります。

そういった中で、そういった面にして、そのことを強化するといいますか、アピールをしながら来ていただく。あと今、幸いにといいますか、いろいろ新しい民間さんではありますけどワイナリーができたり、伊達いわながあったりということで、それもポイントポイントで今話題にもなってきております。こういったものもつなげるということ。今、民間同士では松島町さんの観光関係と、いろいろ今交流も図っておられるということもあるわけでございますけれども、そういった今単独でやっているものを総合的につなげてやっていくということが、これから今あるせつかくいいものをもっとよくする、観光ではそういったものがあるのではないかとというふうに思っております。

議長（馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

企業さんがいらしたということは、イコール企業さんのみならず企業さんに訪れるお客様であるとか、何らかの検査にいらっしゃるような方とか、監査にいらっしゃるような方とか、そういう方々もいっぱいいらっしゃる中、今ある観光資源を、やっぱり私も同様に、点と点を線として結んで、やっぱり面として受けて、仮に半日で終わるような例えば出張の際に、じゃあ残りを松島を見ていただいてそのまま帰っていただくような形ではなくて、せっかく本町に所在されている企業さんにいらしたお客様でいらっしゃいますので、ぜひ本町の観光施設なりにも足を運んでいただいてお帰りいただくような、そういったところに力を入れるべきであらうなあというふうな気がしております。

そういった中で、交流人口の計測手段がないですというお話でありましたけれども、いろいろ今、宮城の観光のフリーWi-Fi等の導入によってさまざま、いわゆるビッグデータといわれるような、無料で登録したメールのアドレスの方がどちらからいらした方でどれだけいらっしゃっているんだというようなことですね、これからそういったビッグデータの利用等も一つの方法になるのではないだろうかあというところをちょっとご提言をさせていただいて、それはご提言だけです。

その次の買い物関係のちょっとお話も、回答もありましたので、お話をしたいなあというふうに思いますけれども、買い物関係の回答に関しても、サブロー商品券、大和まるごと市、イベント開催等にぎわいのある商店街づくりに努めておるというお話でありましたけれども、言ってみれば、これをじゃあ振り返ってみて、何年前からやっているのかなあという部分でいくと、変わっている部分は空き店舗の活用、これに関しては加わった事業であって、具体的に3店舗強ですかね、起業された方がいらっしゃる部分、今後の成長のポイントであらうなあというふうな思いがありますけれども、その買い物にいらっしゃる方々をふやすという意味では、何十年とやってなかなか衰退がとめられない中、新たな事業が私は必要になるのではないのかなあというふうな思いがしますが、これだけのプランでいいものなのか、さらにもう一味、二味加えた形をお進めになられるお考えであるのかをお聞きしたいと思います。

議長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

買い物といった場合に、お客さんの立場とお店の立場というふうにあると思います。今、どうしても郊外型といいますか、そういったのが一般的、どの町でもそうなんですけれども、そういう形になってきております。今回、大和町のほうにはまだウジェスーパーが6月に開店するという、そういった意味でスーパーとかそういったものがどんどんふえてきてはおるわけですね。そうすると、買う人にとっては便利が増してきているのではないかというふうに思います。

もう一方で、町の活性化、必要なにぎわいとかそういったものについていった場合に、もちろんこちらがにぎわうことは一つではありますけれども、大和町の場合は、特に吉岡の場合は、商店街というのがございます。これについてはおっしゃるとおりなかなか厳しい状況が続いてきて、後継者の問題とかそういったこともあるところで

す。そういった中で、にぎわいをということで、余り変わっていないのではないかとこのお話でございますが、サブロー商品券なり、そういったものにつきましては、確かに長いことやっているんですけれども、これはそれなりのそういった効果があるということで、商工会の方、皆様方、あるいはお使いになる方、そういった方々の、これはいいことだからやって続けましょうという中で続けてきております。したがって、これについてはこれから、ことしは特に消費税の問題もありますので、強化をしておるところでございますが、そういった形でやってきたというところでございます。

また、活性化という形では、案内所につきましても小さい店ではありますけれども、映画の効果といいますか、そういったことを活用させてもらいまして、案内所を開設しております。以前ほどではもちろんないんですが、今でも、この間羽生結弦さんのいろいろあったから、アイスショーなんですかね、ああいうのがあったからということもあるんでしょうけれども、お客さんが来られるとか、またそれも羽生さんばかりの問題じゃなくて、歴史の関係で皆さんが、皆さんがというかそういった興味をお持ちの方に来てもらっております。

こういった状況ではありますけど、まだまだ活性化が足りないというふうに思っております。そういった中でこの間、これもちょっとお話しさせてもらいましたけれども、人が集まるための憩いの場といいますか、そういった拠点的なものも必要なんです

はないかというふうな思いは私もあります。それが例えば道の駅とか、そういうものもありましようし、この間ちょっとお話ししましたけれども、人が集うという意味で、いろんな総合的なものを持ったような、例えばの話ですけれども図書館を中心としたそういったものも必要なのではないかという考え方を持っておるところでございます。

これにつきましては、皆さん方からいろいろご意見を頂戴しながらやっていかなければいけないことだというふうに思いますけれども、今のままではなかなか活性化が、この状況では今の状況が続くということでありますので、その人が集うということの具体のものをやっていかなければと、幸いこのごろ若い方で、決して商工会に直接関係していない若い方々が集まって、そしていろんなイベントを、単発ではあるんですけども、そういった方々も来ております。そういった方々ともお話しする機会があるんですけども、ぜひやってみたいという意欲も持っておられる方々、若い方ですね、おりますので、そういった方の、これもさっきの関係人口とちょっと関係するかもしれませんね。そういった方々も来ておりますので、そういった方々の力をかりるといいますか、一緒にやるといいますか、そういったこともやりながらやっていかなければいけないのではないかというふうに考えております。

議長 （馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

そうですね。まさにウジェスーパーさん、今度開業するに当たって、特に吉岡のみならず、地元の中小の商店街の方々に関しては大きな環境の変化のタイミングではないのかなあというふうな思いがする中で、吉岡商店街のあそこをどうしていくんだというお話を考えていく中で、エンドチェーンの跡地、町が将来的に何らかの使い道があるのであれば売却も考えていただいているようなお話も耳にすると、まさに今やれること、また将来に残ること、残るものという部分を、今考える時期ではないのかなあというふうな思いで思っております。

その一つが文化的な財産にもなります、図書館のお話もありましたが、それも議会からも出ておる話で、ぜひ進めていただくべき事項ではないのかなあというふうな気がして伺っておりました。

あとちょっと時間が1件目押してきましたのであれですが、商工観光課の使命というところで、産業のまちづくりの中に観光等も位置づけているという話から、第4次

総合計画の産業のまちづくりを基本に進めるというお話であろうなあというふうに理解をいたしますが、せっかくその農業・林業関係と分けた中で、商工のみならず、やはり先ほどもお話ししましたが、企業さんがお客さんをどこか連れていけるような場所とか、あと観光できる場所もなかなかないとお客さんも呼べないんですね。

とって、お客さんをお呼んできていただければ、ある意味言って悪いですけども、会社の経費で町を知っていただいて、ホームページ等で案内というのは、ある意味それはそれで必要なんですが、今そうではなくて、次の方をお呼び込むのには、やっぱり実際にいらっしゃった方がSNS等で、ここよかったよ、こんな光景はここしかないねみたいなのをやっぱり拡散していただくことが今の時代だと思うんですね。そういう意味で、そういった最新のITの技術を本来の意味でも使えるような形で進めていただくべきではないのかなあというふうな気がしております。

2 要旨目の関係人口のお話であります、総務省の検討会の検討結果をるる説明いただいております、私ももちろんこの資料は拝見しております。そこで、期待ができる事業というところで、「セツ森」展、まほろば大使、島田飴まつりというふうな大きなところでお話が上がっておりましたが、実際にやっぱり何らかの形で定住するということは、イコール住居を離れなければいけない、例えばある意味大きな決断を迫られるタイミングでありますので、それよりもある意味、先ほど町長もおっしゃったとおり、若い子が意外と色々な形で、特に都会に住んでいる子が田舎にいろいろかかわりたいと思われているんですね。住むまではいかない、または遊びに行くまではいかないけど、何らかの形でかかわりたいんだと思っている傾向の子がふえていく話も伺っております。

そういう意味で、ふるさと納税で実際に納税いただいた方々というのは、本当によそにお住まいの方で、でも本当に興味を持っている方で、今後も交流を続けていくという、これがまず一つ、関係人口をふやしていくところの一番取っかかりになる部分ではないのかなあというふうな思いがしますが、その辺、そういった形でうまく使えないものなのかという部分をお伺いをしたいのと、それと、まずはふるさと納税の納税者の方々の件ですね。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ふるさと納税を関係人口の増加にということですね。

この関係人口という言葉が非常に新しい言葉ではないかというふうに思うんです。それと、関係人口をふやそうという計画を具体的に町で持っているわけではない状況だという、いわゆる関係人口をふやそうという名目はないですね。ただ、以前から関係人口というのは、さっき言いましたけれども、このふるさと納税もさることながら、いろんなこちらにかかわってもらった方々におつき合いいただいて、そしてやっていくというのが基本だというふうに思っておったんですが、今ふるさと納税というのを私も今回見て、これもそういう利用があるんだなあと改めて思っているところであります。

今、ふるさと納税というのは納税をしていただいて、町の特産品なり知っていただくという形でやっているわけですが、あくまで商品の行ったり来たりという部分がどうしてもメインに出てくるところがあるんだというふうに思っています。ただ、そういった方々が、少なくとも大和町に興味を持ってもらった方々ですので、そういった方々との関係を築いていくということについては大事な要素になってくるんであろうなど。

きのう高平議員さんがお話しだった、いろんな囲い込みといいますか、そういった比重の大きいやつになるのかなあという気もしますけれども、そういった意味での、こういった形でつなげていけばいいのか、それこそそこまで求めてませんという人もいるでしょうし、そういったこともあろうかと今思いますので、活用についてはいろいろ研究しなければならない。ほかの自治体でもやっているところもあるようでございますので、そういったものもいろいろ実験、研究して、こういったせっかくつながっているものについては、少しでも町とつながりを深めるような関係の構築というのは今から求められているというふうに思っています。

まだまだそこまでこちら町のことで私も研究し切っていないところもありますので、今後そういったことについてはいろいろ勉強してやっていかなければいけないと思いますし、さっきのSNS関係の情報発信にもつながってくると思いますので、そういったことはこれから大切な課題でしょうし、取り組みになってくると思います。

議 長 （馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

モデル事業としてまだ採択されている団体がまだ非常に少ない状況下で、ようやく宮城県内を見渡すと丸森町が、ちょっと変わった事業でありますけれども、採択されて、ことしから取り組みをされているようであります。

ぜひ、定住人口の取り合いはいずれ限界があると思うんですね。近隣町村の間で、結果的には人のやりとりになる部分が出てくると思いますから、その方々に遊びに来ていただく交流人口をふやすのとあわせて、やっぱり本町にないような人材、または知識を持たれた方のアイデアをいただくとかという意味でも、関係人口の増加を意識していただいて、調査をしていただきたいということをお伝えしながら、時間ありませんので、2件目の質問に入らせていただきます。

議 長 (馬場久雄君)

浅野さん、時間かかるでしょうから、暫時休憩しましょう。

9 番 (浅野俊彦君)

はい、わかりました。

議 長 (馬場久雄君)

暫時休憩します。

休憩の時間は10分程度とし、再開は11時10分からといたします。

午前10時57分 休 憩

午前11時10分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

2件目に入らせていただきます。

人材育成と人事評価により未来をつくる職員を育てるべきでは。

社会経済情勢が急激に変化する中、行政の果たすべき役割はますます複雑・高度化

してきております。住民と最前線で触れ合う職員との対話による情報収集は、人材育成に重要であり、本町でも人材育成基本計画を定め、人材育成に取り組んでおります。これを進める上で、納得のいく人事評価がセットであることが重要と考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

1つ、人材育成基本計画で求める職員像を住民とともに考え、信頼に応え、経営感覚を備え、みずからの責任で考え行動し、使命感あふれる政策を推進する独創的な取り組みができる職員としているが、職員提案などはふえているのか、どのように提案できる環境を構築しているのか。

2つ、人事評価にコンピテンシー評価を活用して10年以上経過するが、どのように基準となるサンプルを抽出し、評価結果をどのようにフィードバックしているのか、お尋ねいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、人材育成と人事評価により未来をつくる職員を育てるべきではについて回答いたします。

1 要旨目ですが、人材育成基本計画で求めている職員像を育成するため、住民とともに考える力、住民の信頼に応える職員、経営感覚を備えた職員、みずからの責任で考え行動する職員、政策を推進する使命にあふれる職員など、公務員として基本理念を持つ職員を育成しております。さらに、役場職員として必要な専門的な知識と技能を習得させるため、市町村アカデミーや東北6県主任級職員研修、東北6県中堅職員研修、階層別研修、クレーム対応等を東北自治研修センターに職員を派遣しております。

また、職員の士気の向上と行政運営の能率化に資するための方策といたしまして、平成10年度より職員提案制度を実施しております。職員の自由な発想による内容としております。これまで143件の提案が職員より提出されており、うち52件が事業実施や事業見直しの形で採用されております。過去3年間の提案件数であります。提案件数は平成27年度8件、平成28年度9件、平成29年度6件でありました。ここ数年は6ないし9件の提案が続いておりますが、平成30年度は提案がありませんでした。この制度は、あくまで職員の自主的な研さんの中での提案によるものであり、各課職員に

対して、いわゆるノルマ的なものを課すものではないと考えております。また、提案できる環境といたしましては、誰でもいつでもメールで提案できるようにいたしております。さらに、提案内容を審査する際には、提案者を無記名で審査する体制としております。

次に、2要旨目についてですが、まず人事評価の流れにつきましてご説明いたします。

人事評価は、職員個々の職務分担に対しまして、いつまで、どの程度、どのように、どれぐらいなど、業績、能力評価目標を提出して、所属長、ここが第1評価者になりますが、所属長と評価目標の内容について面談指導を行っております。

次に、職員が計画した内容が仕事達成基準日にどのような状況になっているのか、達成度合いや計画進捗状況など、仕事の状況や能力発揮状況について面談を行い、仕事の状況等を確認いたします。

その後、所属長が評価した内容につきまして、副町長、第2評価者になりますが、副町長が所属長と面談した上、個別ごとに確認しまして、最終評価といたしております。その評価につきましては、副町長から所属長へ職員個別ごとに評価の説明をいたし、その後、所属長と職員との面談で評価の内容の説明もいたしまして、人事評価として職員へフィードバックいたしております。

本町の人事評価につきましては、主に業務目標の達成度合いを評価する業績評価と職務行動面を評価する能力評価の2つの側面から評価を行っているものです。

議員からご質問のコンピテンシー評価は、能力評価において採用しているものでございます。コンピテンシー評価において、どのように基準となるサンプルを抽出しているかという点であります。具体的には、成果を上げる過程において共通して見られる行動特性を22のコンピテンシーの評価項目として分類しており、それぞれコンピテンシー評価項目ごとに、ゼロから5までの6段階で、行動レベル、5を最高位としますが、行動レベルを細かく区分しております。そして、レベル目標水準、平均水準に設定しているもので、目標水準に対しまして、職員の実際の行動がどの行動レベルに該当しているかを判断し、その能力を評価しているものです。

また、評価者となる所属長は、必要に応じて職員の日常の職務行動事実や指導した内容等を職務行動記録に記録することとしており、能力評価を行う際は、これらの記録と面談をもとに評価を実施しているものです。

なお、基準日評価、期末評価の年2回の評価実施後に、それぞれの評価者である所属長から面談等を通じて評価結果を職員に返戻する際に、職務成果の評価結果に加え、

職務行動記録などから、今後の行動に対する期待や、職員自身が評価した人事評価と所属長が評価した評価差についても、なぜこの評価になったのか、どうすれば改善できるのか等を指導するとともに評価内容をフィードバックし、職員のさらなる成長につなげる指導を行っているところでございます。以上です。

議長（馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

今、人事評価・育成に関して、るる回答があったわけでありましてけれども、まず人材育成について議論したいなというふうに思いますけれども、やっぱり企業にとっては、または組織にとっては、人が新しい価値を生み出す一番の財産であるというふうにと考えるとあります。ある意味、管理をする側、管理職側として見れば、どのような考えで、どういう形でこの下の者が動いているのかという部分を見るのが、私は職員提案が一つの例で、職員提案の要項を見ても、本町行政運営の改善と向上に、職員の自由な発想による提案内容とするとあります。

きのう、今野善行議員からの質問でもありましたが、企業で言えば、日々の改善提案を上げるものが、私はこの職員提案の一つであるのではないのかなというふうに思う中、平成30年度に関してはゼロ件というのは、一般的な民間の企業に働いた者からすると、そんなに職員が自分の日々の仕事の仕方、進め方、やり方に疑問を持っていないものなのかということでは、非常に私はちょっと疑問を持つところですが、私はそうじゃないと思うんですけれども、町長は職員の改善意欲といいますか、それがその職員提案のあらわれではないのかなと私が考えることに対して、どのようにお考えになるか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

職員提案につきましては、お話のとおりだというふうに思います。職場の改善はもちろんですし、またお客さんに対する改善、いろいろあるというふうに思っておりますが、日々自分が仕事をやっている上で、こうあったほうがいい、あああったほうが

いい、こう変えたほうがいい、そういったものを常に考えながら、改善という言い方が、一般的に改善ですね。そういったことが必要だというふうに思っておりまして、30年度、ちょっと出てこなかったのは、私もちょっと残念には思っているんですけども、そういったことを、おっしゃるとおりの日々のものを職員が考えて出すことだと思っております。大きなことばかりではなくて、細かいことでも何でもいいというお話はもちろんしているんですけども、そのとおりだと思います。

議 長 （馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

私は、決して日々の職員の仕事状況を拝見していて、改善意欲がない職員、もちろんそればかりではなく、さまざまな課題を持たれて、改善の意欲を持たれている職員が多数いると。それが本町の宝であろうなというふうに思う中、なぜそういった提案が出ないんであるのかと考えたときに、ややもすると受け取る側の環境、それがどうなんだという問い合わせをした中で、回答にありましたのが、提案できる環境として、メールで提案できるようにもしている、無記名でも書けるというふうな回答がありました。それ以上に、ある意味出せるような、提案できる、またはそれを受け入れてくれる上でソフト的な環境が整っていないんじゃないかなあと。

町長、今野信一議員の質問の中で、多選に対する指摘に対して真摯に受けとめ、常に初心を忘れず取り組む。より風通しのよい職場をつくるように努めるというお話がありました。

職員の士気の向上のため、さらにはそのためにこういった制度もある中でありますが、私、正直職員にも聞いてみたいんですね。風通しがいいですかと、いい方は手を挙げてくださいというふうな仮に質問をしたとしたら、町長は、こちらにいらっしゃる、今出ていらっしゃる課長以上の方、何人ぐらいがそのように認識をされるかと思っていられっしゃるかをちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のご質問は、職員たちが、全員がやった場合という意味、聞いた場合ということですか（「いや、風通しがいいですかという、皆さん手を挙げられると思われていますか」の声あり）ですから、風通しがいいですかと聞く対象はここにいる人ということ……（「はい」の声あり）ああ、そうなんですか。それはいろいろあると思うんですけど、いいとは思いますが、いろいろな考え方があって、それを聞くことが、また風通しがいいのかという問題になるかもしれませんけれども、私はあると、私は手を挙げてもらえるというふうに思いますよ。

議 長 （馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

町長は風通しがいいと。それは、受ける側と実際に行く側の感情的なところももちろんあるかと思いますが、必ずしも、本当に何でも相談に行ける状況にあるのかなあとというところは疑問に思うところがあって、その一つ例が、この間の訓告の処分にもなった話がありましたが、これまで私も議員をやらせていただいて、過去もう8年になるわけですが、その間に、職員の事務の停滞に伴うさまざまな不祥事で、結果的には任命権者である町長、副町長なりも減給の処分なりをされたわけでありまして、そういったところが、特に今回の近々の案件でいくと、執行部さんサイドから上がるのではなくて、監査委員から指摘を受けるその前に、風通しがよければ、もっと早く情報が上がったのではないのかなと。上げられない環境の一つの例ではないのかなという部分を非常に気にしております。

そういった中で、町長に次にお伺いしたいのが、町長からすると、人材育成というものはどういうことであるのかということと、町長にとって、職員というのはどういうものですかというふうにお考えであるか、お聞かせをいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

人材育成というのは、もちろん役場の職員になってございますので、社会的にも、職員としてはもちろんでございますけれども、社会人としても立派な人間であると。

どこに行っても通用する人間、そして住民の皆様方の負託に応える仕事をやるわけですから、そういった自覚と責任を持ってやっていく、そういった人材が必要だというふうに思います。

それから、私にとって職員がということですが、私にとってという職員ではございませんので、町にとっての職員の皆さんだというふうに思っております。ですから、そういったものを、皆さんの負託に応じて仕事をするわけでございますから、繰り返し同じことにもなるかもしれませんが、しっかり責任を持った形でやるという責務もあるわけですね。そういった自覚をしっかり持って取り組む人間たちだというふうに思っております。

ですから、きょう、議会の冒頭でも、こういったまちづくりができたときには、職員みんなの力があってできているんだというお話もさせていただきました。ですから、町にとって、私にとってというよりも、職員の皆さんは、まちづくりのみんなでつくるわけですが、その根幹をなすといいますか、基礎をつくっていく大事な役割を担っている皆さんだというふうに思っております。

議長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

人材育成の話及び職員をどう考えられているかというところは、まさに今のお話にももちろん当たる話でありますけど、やっぱり職員は、我々含めて非常勤公務員は、やっぱり町民の暮らしのために働かせていただいているわけでありまして、まずはやっぱり町民の方々がどうお考えで、どうアドバイスしてあげればいいのかという局面が、やっぱりそういった視点が必要ではないのかなと思う中、たまたま昨年になりますけれども、こんな事例もあったそうであります。報告がされているかどうかわかりませんが。

たまたま役場のカウンターに用事があって、吉岡の女性の方だったそうでありますけれども、カウンターに座って待っていたそうなんです。パソコンに最初向かわれて、何か仕事をされているようなので、忙しいのかなと思って、なかなか声をかけづらかったと。そうしたら、今度そのうち職員が歩いていくんですが、何も声をかけられないから、私じゃないのかなあというふうな、うちの課じゃないのかなあというふうな感じで、結果5分待ったそうなんです。5分待ったけれども、声もかけられな

いから帰りますとって、結果的にはもう帰ってきたようなお話があったそうであり
ます。

やっぱり職場環境、職員の士気が高く、職場環境が明るければ、いらした町民の
方も「こんにちは」と、職員のほうからも明るく「こんにちは、きょうはどうなさい
ました」と言われるような、そういう環境で私はあるべきだと思うんですけども、
あともう一つの事例として挙げておきたいのは、用事があって、カウンターに座られ
たお客さんがいらして、そのケースに関して言うと、男性の方でありましたけれども、
用事があったので、職員が来てくれたんだそうですが、それはいいんです。いきなり
何と言ったかという、「お名前は」と答えられたと。何で、普通名前を聞くなら、
「自分は何々と申しますが、どちらさまですか」と聞くのが本当じゃないのかと。接
遇マナーなりなんなりやられているわけでありまして、そんな対応、一体あったもの
かなと。

我々は、皆さんの血税で食べさせていただいているわけであって、それが普通では
ないのかなというふうな思いがありますが、そういった意味で、ぜひ庁内も回って見
ていただきたいなあとと思いますのと、細かい人材育成のお話になると、なかなか時間
が限られてきましたので、なかなか詰め切れない部分が出てきますけれども、本当に
風通しがよくて活気ある職場であるならば、定年を間近にして、あと一、二年残して
途中でやめられる方が今年度は7名いらしたというのが実情で、もちろん職業の自由
はあるわけでありますが、昇給ストップで、もちろん多分お金の問題じゃないと思う
んですよね。やりがいの問題なのか、風通しの問題なのか、何らかのメッセージ性が
私はあったのではないのかなというふうな気がしておりますけれども、初回の千坂裕
春議員の質問の中でも同じような話があったわけでありまして、もう少しその
何らかのメッセージ的なところが、私は感じられるのが上の方ではないのかなとい
うふうな気がしておりますが、何かそういったメッセージは感じられませんでしたか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、お客様に対しての接遇の問題ですが、今2例お話していただきました。こ
れについては大変申しわけないというふうに思っております。接遇につきましては、
我々といいますか、職員みんながそういったことがないようにという形でいろいろ努

力しておるし、努めておるんですが、そういったことが結果としてあったということにつきましては大変申しわけなかったと思っておりますし、そういったことにつきましては、その場ではなかなか言えないんでしょうけれども、議員さんがお聞きになったときに、すぐ我々にもお話しいただければと思います。なおよろしくお願ひしたいと思ひます。

それが、士気が上がっていないから、明るさがないからというものに直接つながるものかということについては、私はほかの職員たち、しっかりやっている職員もいるわけですから、ですから、そういうことが言えるわけですから、全てがそういったものための、全体がそうなっている、みんながそうなっているというものではないということはお理解いただきたいというふうに思っております。一生懸命やっている職員がたくさんいるわけでございます。

それから、そのメッセージということでございますが、途中で退職された方々とか、そういった方々についての考え方ということだというふうに思ひます。いろいろお考えがある中でありましょし、私が聞いている中では、当たり前でしょうけど、自分の都合とか、そういったお話でございます。我々に何か落ち度があったというようなニュアンスがあるのかもしれない。落ち度と申ひますか、我々の風通しの問題なんですかね、そういったものが足りないということのご指摘なのかもしれないけれども、そういったことについては、そう思ひ方がいたとすれば、こちらで反省しなければいけないというふうに思ひます。そういったことがないように努めていくのが我々の立場でもありましょし、職員みんなが上司であるわけですから、部下たちに対しても、そういったことがないような、風通しのいいと申ひますか、みんながきちんと話がでるような環境づくりというのが必要だというふうに思っております。

そういったことについて、我々気づかない部分もございまして、どうぞ遠慮なくご指摘をいただき、そしてそういったことがあるのではないかと、今回のようなご指摘をいただければ大変ありがたいと思ひますので、どうぞこれからもよろしくお願ひします。

議 長 (馬場久雄君)
浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

私、この間読んだ村井知事の書かれた本で、山本五十六さんの言葉がありまして、

「やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、褒めてやらねば、人は動かじ。話し合い、耳を傾け、承認し、任せてやらねば、人は育たず。やっている、姿を感謝で見守って、信頼せねば、人は実らず」というような言葉を拝見して、非常に感銘を受けました。

風通しのお話もしましたけれども、風通しは、私は決してよくはないのではないのかなという部分を感じる部分と、職員も、特にここにいらっしゃる管理職の方々は、手足ではなくて、私は町長のブレーンであろうと、ブレーンであってほしいというふうな思いを抱いております。そういった意味で、日々の起案する案件の判こなりをもらうだけではなくて、やっぱり日々の課を横断的な、将来に向けた長いプランを常時話せるような、そんな環境でなければ、次の時代はつくっていけないのではないのかなと、非常にそこは実感しております。

町長のほうの出馬宣言、この中でも、今野議員のほうからいろいろお話がありましたけれども、真摯に受けとめてやるのであれば……、なかなか正直とはいえ、長い、みずからが昇格させた管理職職員、恐怖を感じる部分があるのではないかなというふうな話を考える中で、将来的なきょうもプランをお話したかったんですが、なかなかそういった議論もできない中、やはりこのままでいいのかなというふうな思いを持たせていただき、1度、4年前に町長と選挙で戦わせていただいたわけではありますけれども、改めていま一度支持者、後援会の方々と今後のまちづくりをどんなふうにしていけばいいのかというのを議論させてもらいながら、立候補の検討もさせていただきたいなというふうな思いを強く持ちました。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（馬場久雄君）

以上で、浅野俊彦君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第 3 「議案第48号 大和町森林環境譲与税基金条例」

日程第 4 「議案第49号 大和町選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 5 「議案第50号 大和町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 6 「議案第51号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例」

日程第 7 「議案第 5 2 号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」

日程第 8 「議案第 5 3 号 大和町企業立地促進条例の一部を改正する条例」

日程第 9 「議案第 5 4 号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 10 「議案第 5 5 号 大和町平成 1 5 年夏期における異常気象による農作物災害の被害者に対する町税の軽減又は免除に関する条例を廃止する条例」

日程第 11 「議案第 5 6 号 令和元年度大和町一般会計補正予算」

日程第 12 「議案第 5 7 号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 13 「議案第 5 8 号 令和元年度大和町水道事業会計補正予算」

日程第 14 「議案第 5 9 号 平成 3 1 年度道路改良工事（町道幕柳大平線）請負契約について」

議 長 （馬場久雄君）

次に、日程第 3、議案第 48 号 大和町森林環境譲与税基金条例から日程第 14、議案第 59 号 平成 31 年度道路改良工事（町道幕柳大平線）請負契約についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長 （遠藤秀一君）

それでは、議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 48 号でございます。大和町森林環境譲与税基金条例の制定をお願いするものでございます。

第 1 条、設置でございます。

本町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、地方自治法の規定に基づきまして基金を設置するものでございます。

第 2 条、積み立てでございます。

基金として積み立てる額は、法律に基づきまず一般会計歳入歳出予算で定める額とするものでございます。

第3条、管理でございます。

第1項といたしまして、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとするものでございます。

第2項といたしまして、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるとするものでございます。

第4条、運用益金の処理でございます。

基金の運用から生ずる収益は、予算に計上いたしまして、この基金に編入するものとするものでございます。

第5条、処分でございます。

基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができるとするものでございます。

第6条、委任。

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定めるとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

次に、2ページをお願いしたいと思います。

議案第49号でございます。大和町選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

条例につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正によりまして、所要の改正を行うものでございます。よろしくお願いいたします。

3条、報酬でございます。選挙長等に関する報酬の額は、次の表に掲げるとおりとするものでございます。

選挙長、選挙または投票1回につき、この選挙または投票1回につきましては、以降同じ文面なので、ここ以降は割愛させていただきます。選挙長「1万600円」を「1万800円」に、投票所の投票管理者及び下の項でございます共通投票所の投票管理者「1万2,600円」を「1万2,800円」に、期日前投票所の投票管理者「1万1,100

円」を「1万1,300円」に、開票管理者「1万600円」を「1万800円」に、投票所の投票立会人及び共通投票所の投票立会人を「1万700円」から「1万900円」に、期日前投票所の立会人を「9,500円」から「9,600円」に、開票立会人を「8,800円」から「8,900円」に、選挙立会人を「8,800円」から「8,900円」に。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長 （千葉喜一君）

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。

議案第50号 大和町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の一部改正につきましては、復興産業集積区域におけます固定資産税の課税免除の要件となる対象設備の新設または増設の適用期限を宮城県の条例に合わせ、平成31年3月31日までとしていたものでありましたが、2月の県議会におきまして、取得期間を2年間延長の平成33年3月31日までとする一部改正条例が可決・施行されたところでございます。このことから、本町の条例におきましても、県に準じ、取得期間を2年間延長する令和3年3月31日までと改正するものでございます。

4ページの附則でございます。

第1項の施行期日等につきましては、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

第2項は、経過措置としまして、この条例の施行前にされた申請に基づく固定資産税の課税免除申請につきましては、なお従前の例によるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）

次に、議案書5ページをお開き願いたいと思います。

議案第51号でございます。大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

この条例の改正につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、条例の改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、家庭的保育事業者等が保育所等との連携施設の特例の追加で、連携施設の確保が困難な場合、利用定員20人以上の企業主導型保育事業所と満3歳児以上を受け入れている保育所型事業所内保育事業者については、連携施設の確保を求めないことができるようにするものでございます。

また、連携施設に関する経過措置を法施行「5年」から「10年」に延長するものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第6条の改正については、保育所との連携の特例の追加となります。

第6条第2項の改正については、第4項で追加される文言に合わせて整理するものでございます。

第6条第4項、第5項の追加については、保育所との連携の特例の追加をするもので、事業所内保育所事業者が、これについては定員20名以上の企業主導型保育事業を実施しているものでございます。こちらの事業所が、卒業後の受け皿に係る連携・協力を行うものとして、適切に確保をすることをもって連携施設の確保を求めないことができるものとするものでございます。

第16条第2項第4号の改正については、「乳幼児」と「利用乳幼児」との文言の統一になります。また、附則第2条第2項の改正に合わせて、条文を削除するものでございます。

第45条第2項の改正については、連携施設に関する特例を追加するもので、保育所型事業所内保育事業、これは定員20名以上の保育事業になります。3歳以上の保育を実施している場合、連携施設を確保しないとすることができるとする特例措置を講ずるものでございます。

附則第2条第2項の改正については、食事の提供の経過措置の改正となります。

附則第3条の改正については、連携施設に関する経過措置の対象と期間を延長するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成31年4月1日から適用するものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長（吉川裕幸君）

それでは、議案書8ページをお願いいたします。

議案第52号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

改正の趣旨といたしましては、介護保険法施行令が本年3月29日に公布され、4月1日から施行されたことに伴いまして、介護保険条例の所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、低所得者の保険料を軽減強化するものであり、本年10月以降の消費税率引き上げによる財源の手当であることを反映し、令和2年度以降の完全実施における軽減幅の半分の水準に保険料率を設定するものでございます。

具体的には、現在の介護保険料率につきましては、第1から第9段階に設定されておりまして、真ん中の第5段階が基準額と設定されております。そのうち、平成30年度までについては第1段階の方、対象者としましては、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、世帯全員が町民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の方を対象として軽減を行っておりましたが、介護保険法施行令が改正・施行されたことに伴いまして、これまでの軽減幅を拡大するものであります。

さらに、今回これまでの軽減対象者の第1段階の方に加えまして、第2段階の方、具体的な対象者としましては、世帯全員が町民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下の方と、第3段階の方としまして、具体的な対象者としましては、世帯全員が町民税非課税かつ本人の年金収入等が120万円を超える方を対象として拡大するものであります。

議案書8ページをお願いいたします。

大和町介護保険条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条第2項の規定の一部改正につきましては、第1段階の対象者の保険料について、平成31年度から令和2年度において、「基準額に10分の5から10分の0.5を超えない範囲において町長が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする」から、「基準額に10分の5から10分の1.25を超えない範囲において町長が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする」と改正するものでござい

す。具体的には、基準額に0.5を乗じて得た額から0.125を軽減しまして、基準額に0.375を乗じて得た額と改正するものであります。

第2条第3項の規定の追加につきましては、第2段階の対象者の保険料率について第2項の基準を準用し、第2項中「10分の5」とあるのは「10分の7.5」と読みかえるものとするとしております。具体的には、基準額に0.75を乗じて得た額から0.125を軽減し、基準額に0.625を乗じて得た額と改正するものであります。

第2条第4項の規定の追加につきましては、第3段階の対象者の保険料率について第2項の基準を準用し、第2項中「10分の5」とあるのは「10分の7.5」、「10分の1.25」とあるのは「10分の0.25」と読みかえるものとするとしております。具体的には、基準額に0.75を乗じて得た額から0.025を軽減しまして、基準額に0.725を乗じて得た額と改正するものであります。

附則第1項、施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

第2項、経過措置といたしまして、改正後の大和町介護保険条例第2条の規定については、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

商工観光課長文屋隆義君。

商工観光課長（文屋隆義君）

続きまして、議案書の9ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の議案説明資料（議案第53号関係）をご用意いたします。

議案第53号 大和町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてでございます。大和町企業立地促進条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条、定義の中の第3号、重点区域において、改正前の「大和インター周辺流通団地」から、「第一仙台北部中核工業団地（センター地区を除く）」に改正をいたすものでございます。

改正の理由といたしましては、大和インター周辺流通団地については、分譲用地の完売に伴い除外するものであり、第一仙台北部中核工業団地につきましては、昭和63年の分譲開始以来、いまだ立地に至っていない分譲用地について、用地取得助成金と

企業立地用地取得及び雇用促進の奨励金を対象とさせることにより、企業立地の促進を図りたいものでございます。

なお、センター地区につきましては、計画当初からガソリンスタンドやコンビニなどの利便施設建設用地に位置づけされておりますことから、重点区域から除くものでございます。

別冊、議案説明資料（議案第53号関係）をお開き願います。

大和町産業用地位置図でございます。

赤線で囲んでいる区域が特定区域であり、企業立地奨励金のみが対象となる区域でございます。黄色い線で囲んでいる区域が重点区域となり、企業立地奨励金全てと用地取得助成金の全ての対象区域にしたいものでございます。

なお、図面左下の岩倉地区につきましては、仙塩広域都市計画の地区計画において大和リサーチパーク北地区と位置づけされておりますことから、大和リサーチパーク東地区及び西地区と同様に重点区域といたすものでございます。

議案書9ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

議 長 （馬場久雄君）

ここで暫時休憩します。

再開は午後1時からといたします。大変お疲れさまでした。

午前 11時56分 休 憩

午後 1時01分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

お疲れさまでございます。午後も引き続きよろしくお願いいいたします。

それでは、議案書10ページをお願いいたします。

あわせて、議案説明資料（議案第54号関係）をご用意お願いします。

議案第54号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正につきましては、宮城県によりまして、平成30年5月に仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の第7回定期見直しを行った際に、市街化区域に編入予定地区として位置づけられました杜の丘北地区及び岩倉地区の2地区が、事業の確実性などが得られたことから、本年5月17日に、都市計画法第21条第2項において準用する同法18条第1項の規定によりまして、仙塩広域都市計画の区域、区分の変更により新たに市街化区域に編入され、杜の丘北地区につきましては、既存杜の丘地区の戸建て住宅地区と同様の戸建て住宅を主体に落ちつきのある住宅地の形成を、岩倉地区につきましては、ものづくり産業の発展を牽引する工業・流通業務地の形成に資する工業機能等の誘導を図り、かつ良好な操業環境を有する工業地の形成と周辺市街地の居住環境の保全を目的として、地区計画の決定を行うため、今回改正をお願いするものでございます。

1地区目としまして、説明資料1ページに記載しております杜の丘地区の北側に新たな住宅地の整備を図ることを目的に、杜の丘北地区としまして、面積16.4ヘクタールの都市計画の区域変更を行ったものです。編入後の用途地域は、第一種低層住居専用地域となっております。

議案書をごらん願います。

別表第1、適用区域の名称に、従前の土地区画整理組合の名称であります「南富吉」から、地区の代表的地名の「杜の丘」とし、杜の丘整備計画区域に変更をお願いするものでございます。追加する区域としましては、大和町小野字漆海道の一部、同小野字菖蒲沢の一部、同小野字新坊の一部を、別表第2のほか、議案書12ページの別表第5、別表第6の整備計画の区域の名称につきましても、同様の変更をお願いするものでございます。

なお、建築物の制限に係ります地区の名称につきましては、従前の地区と同様、「戸建住宅地区」とするものでございます。

次に、2地区目につきましては、説明資料2ページに記載しております大和リサーチパークの北側に新たな工業地の整備を図ることを目的に区域編入されました岩倉地区につきましては、現在の字名を地区名としておりましたが、当該区域が隣接する大

和リサーチパークと同様に産業拠点施設として位置づけておりますことから、その名称を「大和リサーチパーク北地区」としまして、新たに区域を編入しました面積16.5ヘクタールと既存の用途区域を変更しました8.2ヘクタールとを合わせまして、24.7ヘクタールを新たに地区計画区域に設定し、地区の名称を「産業集積地区」とするもので、その用途地域につきましては工業地域となっております。

議案書10ページにお戻り願います。

別表第1、適用区域の名称に「大和リサーチパーク北整備計画区域」を追加し、同じく区域としまして、大和町小野字岩倉の一部、同小野字一ノ渡戸の一部、同小野字前沢の一部を。

別表第2、建築物の用途の制限等につきましても、整備計画域の名称に「大和リサーチパーク北整備計画区域」を加え、(1)地区の名称欄には、「産業集積地区」を同じく加え、(2)建築してはならない建築物欄には、次の各号に掲げる建築物は建築してはならないものとして、アとしまして住宅、イとしましてボウリング場、スケート場、水泳場等（建築基準法施行令第130条の6の2に定める施設）、ウとしましてカラオケボックス等、エとしましてマージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場等、オとしまして図書館、博物館等、カとしまして神社、寺院、教会等、キとしまして公衆浴場、クとしまして老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等、ケとしまして老人福祉センター、コとしまして児童厚生施設等、サとしまして自動車教習所、シとしまして畜舎を加えるもの。(3)の建築物の敷地面積の最低限度及び(4)の建築物の壁面の位置の制限、(ア) (イ)につきましては、制限はございません。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

暫時休憩します。

午後1時08分 休憩

午後1時09分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

ただいま説明させていただきました説明の中で、別表第2でございます大和リサーチパークの整備計画区域の名称につきましてでございますが、こちら記載しておるものには、「大和リサーチパーク北整備計画」までしか記載してございませんが、大変申しわけございませんが、「区域」を追記していただきますようよろしくお願いいたしますと思います。（「何ページ」の声あり）

議長（馬場久雄君）

10ページの……。

済みません、左下になります。「大和リサーチパーク北整備計画」で区切られていますけれども、ここに「区域」という字が、「区域」が抜けておりましたので、記入してほしいということです。

以上でよろしいですか。

都市建設課長（江本篤夫君）

はい。以上でございます。申しわけございません。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

引き続き説明をいただきます。総務課長後藤良春君。

総務課長（後藤良春君）

それでは、13ページをお願いいたします。

議案第55号でございます。大和町平成15年夏期における異常気象による農作物災害の被害者に対する町税の軽減又は免除に関する条例を廃止する条例でございます。

この条例につきましては、条例の制定から15年以上が経過し、今後、本条例が適用となる事例または遡及される見込みがないため、廃止をするものでございます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

それでは、議案書14ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の歳入歳出補正補正予算事項別明細書（第3号）の準備もお願いいたします。

議案第56号 令和元年度大和町一般会計補正予算（第3号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ3,556万8,000円を追加いたしまして、予算の総額を111億9,366万7,000円とするものでございます。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、15、16ページの第1表によるものです。

このうち歳出、16ページをごらんいただきたいんですけども、7款土木費、5項住宅費、補正額ゼロとなっておりますけれども、住宅費の2目子育て支援住宅建設費で予算の組み替えを行うことによるものでございます。通常は、款項の額に移動がない場合は、財務規則の規定によりまして、目以下の科目間で流用をいたしているところでございますが、今回につきましては、額の大きさ、組み替えの内容、関連する会計間の整合性を勘案いたしまして、事項別明細書でご説明をさせていただくものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書（第3号）、3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税につきましては、昨日の全員協議会において説明させていただいたとおりでございます。県の試算に基づきました額を計上いたすものでございます。

17款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金でございますが、林道点検整備事業の実施によりまして計上いたすものでございます。

19款寄附金、1項3目教育費寄附金につきましては、児童図書購入として寄附の申し出があったものでございます。

21款1項1目繰越金につきましては、平成30年度からの繰り越しでございます。歳入歳出財源調整といたしまして2,221万1,000円を計上いたすものでございます。

22款諸収入、5項3目雑入につきましては、大和町文化振興協会運営事業費精算金でございます。まほろばホールの平成30年度自主事業に係る精算金でございます。

詳細につきましては、公民館長より説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長 (馬場久雄君)

公民館長阿部昭子さん。

公民館長 (阿部昭子君)

それでは、追加の説明をさせていただきます。

ただいま財政課長よりご説明申し上げました一般会計補正予算の歳入、3ページでございますが、22款5項3目雑入31万5,000円につきましては、大和町文化振興協会事業費の平成30年度分精算金でございます。

別冊の議案第56号関係(平成30年度大和町文化振興協会歳入歳出決算書)もあわせてごらんいただきたいと思えます。

歳入総額1,943万1,687円、歳出総額1,911万5,284円でございます。差し引き31万6,403円が残額となっております。その全額を令和元年度一般会計に戻し入れするものでございますが、当初予算で1,000円を計上いたしておりましたので、差額分31万5,000円を補正させていただくものでございます。

なお、資料2ページは、30年度に行いました各事業ごとの収支を一覧にしたものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

それでは、事項別明細書の4ページをお願いしたいと思います。

3の歳出でございます。

2款1項2目文書広報費でございます。これにつきましては、旧NTTの賃貸借期間が本年末で満了となりまして、旧NTTの倉庫に保管しております文書を吉田教育ふれあいセンターへ移動するための委託費でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

健康支援課長櫻井修一君。

健康支援課長（櫻井修一君）

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費でございます。7節賃金につきましては、各申請書類の整理などをお願いします事務補助員、賃金34万円の追加をお願いするものでございます。

13節委託料につきましては、税制改正に伴いまして、障害福祉サービスシステムとの連携、レイアウトが、変更が必要となりましたので、当システムの改修費54万2,000円の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長（小野政則君）

続きまして、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。こちらについては、令和元年10月から幼児教育の無償化の内容が確定しましたので、その既存のシステムを改修する追加の費用をお願いするものでございます。こちらのほうは、委託料118万8,000円となります。

続きまして、5目児童館費、工事請負費127万5,000円でございます。こちらの内容につきましては、もみじヶ丘児童館乳幼児室の改修費用をお願いするもので、これについては、もみじヶ丘児童館の旧もみじヶ丘出張所事務室を乳幼児室に用途変更した関係で、防火上、主要な間仕切りの設置を行うものでございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

健康支援課長櫻井修一君。

健康支援課長（櫻井修一君）

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、保健師の増員に伴います健康管理システム関連機器の増設経費66万7,000円の追加補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長 （遠藤秀一君）

続きまして、5ページをお願いいたします。

5款2項1目林業振興費でございます。13節委託料1,700万6,000円につきましては、国庫補助金の内示が本年5月10日にあったことによりまして補正予算をお願いするものでありますが、宮床難波地区の長倉線林道の2橋梁、難波地区から吉田金取地区にかかります鍛冶屋敷林道の1橋梁、同じく南川ダム周辺の兵士ヶ原林道の2橋梁、吉田麓地区の湯名沢林道にかかります4橋梁、同じく榊沢壇ノ下林道の1橋梁、同じく三畑地区嘉太神林道1橋梁、計11橋梁に係ります橋梁のインフラ長寿命化基本計画に基づく点検等の業務を行うものでございます。

25節積立金892万8,000円につきましては、国から譲与されます森林環境譲与税を基金に積み立てするものでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして、7款土木費、5項住宅費、2目子育て支援住宅建設費でございます。

先ほど財政課長からも説明ありましたが、15節工事請負費と19節負担金補助及び交付金の予算の組み替えをお願いするものでございます。

内容につきましては、落合地区子育て支援住宅への水道給水管理設工事を計上しておりましたが、水道管理者であります上下水道課において配水管理設工事を実施することで協議が調いましたことから、減額をお願いし、水道管布設工事負担金として補正をお願いするものであります。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

公民館長阿部昭子さん。

公民館長 （阿部昭子君）

続きまして、9款4項2目公民館費につきましては、図書室運営費、11節需用費4

万9,000円の消耗品費でございますが、黒川連合青年団より、3月24日に行われましたチャリティーコンサートの収益金からのご寄附を5万円いただいたものでございます。その寄附金全額を児童図書の購入に充てさせていただくものでございます。

なお、当初予算で1,000円を計上いたしておりましたので、その差額4万9,000円の補正をお願いするものでございます。

また、公民館総務費、19節負担金補助及び交付金40万円につきましては、大和町文化協会が今年度設立40周年を迎えることによります記念事業への補助金でございます。よろしく願い申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

9款5項1目保健体育総務費の19節負担金補助及び交付金で、県のスポーツ推進委員協議会負担金につきまして、県協議会より協議会事務所の借り上げ経費の値上がりやスポーツ推進委員の会員数減少により、負担金増額の依頼が各町村にあり、今回8,000円の増額をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

続きまして、4目学校給食センター費でございます。15節工事請負費でございますが、当初予算で計上いたしまして、更新を予定しておりました調理室の2槽シンクにつきまして、工事ではなく、備品購入での調達となりますことから、予算の組み替えをお願いするものでございます。

次に、18節備品購入費でございます。ただいまの工事請負費からの調理室の2槽シンク108万4,000円の組み替えに加えまして、蒸気回転釜、4個中の1個でございますが、あわせて宮床小学校の牛乳の保冷库更新のための増額の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 (吉川裕幸君)

続きまして、議案書17ページをお願いいたします。

議案第57号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)でございます。

令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

予算の名称でございます。

第1条といたしまして、平成31年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算は、令和元年5月1日以降、令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算とするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第2条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,617万円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、次の18ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、別冊、事項別明細書8ページのほうをお願いいたします。

歳入でございます。

3款2項4目介護保険事業費補助金につきましては、介護保険システムの改修業務に伴います国庫補助金を計上するものでございます。

8款1項1目繰越金につきましては、歳入歳出予算見合い分を計上するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の13節委託料につきましては、消費税率引き上げによります、介護報酬改定に伴います介護保険システム改修業務委託料の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書の19ページをお願いします。あわせて、事項別明細書9ページ、10ページにかけての大和町水道事業会計歳入歳出補正予算実施計画書をお願いします。

議案書になります。議案第58号 令和元年度大和町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

第1条、総則になります。

令和元年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

2項としまして、平成31年度大和町水道事業会計予算は、令和元年5月1日以降、令和元年度大和町水道事業会計予算とするものであります。

第2条、資本的収入及び支出になります。

予算第4条本文括弧書中「2億2,949万6,000円」を「2億6,875万3,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「2億2,949万6,000円」を「2億6,875万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入であります。

1款資本的収入に4,189万円を増額し、計5,832万7,000円に、新たに2項負担金を追加し、同じく同額を計上し、計4,189万円とするものであります。

次に、支出であります。

1款資本的支出に8,114万7,000円を増額し、3億2,708万円に、1項建設改良費につきましても、同額を計上し、計2億5,274万1,000円とするものであります。

事項別明細書10ページをお願いします。

令和元年度大和町水道事業会計補正予算内訳書であります。

資本的収入及び支出、初めに収入であります。

1款資本的収入に、新たに2項負担金、1目工事負担金の負担金に、補正予定額として4,189万円を計上するものでございます。

支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管布設事業費に管工事費及び調査設計費にそれぞれ6,843万1,000円、1,271万6,000円を補正予定額として計上するものでございます。

今回の補正につきましては、現在町で行っております落合地区の子育て支援住宅整備事業において、水量等の関係から、新たに口径75ミリの給水管工事を行うこととなっておりますが、水道事業におけるリスク管理の観点などから、管網形成を図るため、口径を接続先であります大和流通工業団地内既存管、口径150ミリに合わせ、配水管として整備するものであります。

収入の負担金4,189万円と管工事費6,843万1,000円の差額が、口径をアップした分の水道事業会計からの支出となるものでございます。

調査設計費については、区間に県道仙台三本木線がございます。その横断に係りませ設計経費を計上いたしましたものでございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、議案書20ページをお願いいたします。

議案第59号 平成31年度道路改良工事（町道幕柳大平線）請負契約についてでございます。

上記工事につきましては、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。本件につきましては、予定価格が5,000万円以上となりますことから、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1の契約の目的につきましては、平成31年度道路改良工事（町道幕柳大平線）でございます。

2. 契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3. 契約の金額につきましては、4,939万円でございます。うち、消費税が449万円でございます。

4. 契約の相手方につきましては、大和町鶴巣北目大崎字寺東11番地の1、八嶋建設株式会社でございます。

それでは、別冊の議案第59号関係資料のご準備をお願いいたします。

こちらの説明資料に基づきましてご説明をしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

1 ページをお開き願います。

初めに、入札の状況についてであります。

1 の入札参加資格としましては、(1) 地方自治法施行令第167条の4 第1 項及び第2 項の各号の規定に該当しないこと。

(2) 令和元年度、2 年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者で、下記の事項全てに該当する者であることとしており、①としまして、入札公告日から入札の日までに宮城県内の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。②としまして、建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。③工事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること。④富谷市または黒川郡内に本社または営業所等を有すること。⑤大和町入札参加資格承認時点において、土木一式工事の格付B 級以上、総合評点値（P）が700点以上であることといたしました。

次に、2 の入札方法でございます。

(1) ダイレクト型一般競争入札とする。

(2) 入札書は、郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方法で指定の期日までに届くようにすることとし、指定の期日に間に合わなかった者は失格とする。

(3) この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1 者の場合でも入札を執行するとしたものでございます。

続きまして、3. 入札参加者でございます。

募集の結果、八嶋建設株式会社、1 者に応募いただきました。

4. 入札の結果でございます。

(1) 入札調書であります。令和元年5 月21 日に入札を執行し、記載のとおりの結果となりました。この工事の予定価格は4, 659万円、低入札調査基準価格は3, 945万9, 000円でありました。

(2) この結果を受けまして、令和元年5 月27 日に仮契約を締結したものでございます。

続きまして、2 ページをお開き願います。

契約の内容であります。

請負代金額は4, 939万円で、消費税を除いた金額が4, 490万円であります。契約相手方は、大和町鶴巣北目大崎字寺東11番地の1、八嶋建設株式会社であります。

次に、事業の概要であります。

1 の施工場所につきましては、大和町鶴巣大平地内。

2 の完成工期は、令和元年11月29日を予定しております。

3の工事概要といたしましては、施工延長Lイコール255.6メートル、幅員Wイコール6.5メートルで、工事内容については以下のとおりでございます。

次に、3ページにつきましては、施工箇所の位置図でございます。

続きまして、4ページの図面をお開き願います。

こちらの図面は、整備計画平面図であります。図面のカラー着色部分が今回整備をする区間となっており、今回の工事で、終点であります県道大和松島線に接続し、事業の完了となるものでございます。

以上が、平成31年度道路改良工事（町道幕柳大平線）請負契約の概要でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、あしたの午後1時30分です。

大変お疲れさまでした。

午後1時36分 延 会
